

答申第21-3号

第1 審査会の結論

1 草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成22年1月8日付け草地第〇〇〇〇号公文書一部公開決定（以下「本件一部公開決定」といいます。）において、別紙1左欄記載の本件請求にかかる文書（以下「請求文書」といいます。）⑥、⑨、⑩及び㉔に関して、それぞれ別紙1右欄記載の文書（以下「特定文書」といいます。）⑥、⑨、⑩及び㉔を対象文書として特定し、一部公開とした決定は妥当であると判断します。

2 実施機関が、本件一部公開決定において、請求文書④及び⑩に関して、それぞれ特定文書④及び⑩（両文書は同一の公文書です。）を対象文書として特定した上、一部公開とした決定のうち、以下の非公開部分は取り消すことが妥当であると判断します。

- (1) 1ページ 下から3行目及び4行目の個人名及び電話番号以外の部分
- (2) 5ページ 非公開部分のすべて
- (3) 11ページ 下から2つ目の欄
- (4) 12ページ 権利者意向調査結果のうち個々の権利者の意向が示されている欄の最終権利者欄のすべて

3 実施機関が、本件一部公開決定において、請求文書⑩に関して、特定文書⑩を対象文書として特定した上、一部公開とした決定のうち、以下の非公開部分は取り消すことが妥当であると判断します（以下のページ数は特定文書⑩のⅢにつき審査のために付したものです。）。

- (1) 677ページ 「新田駅西口地区まちづくり説明会 マンション（ベルドゥムール）概要」「4. 質疑応答」の1行目から14行目まで
- (2) 700ページ 「作業打合せの記録〔第1回〕No.2」「議事内容」の11行目から14行目まで
- (3) 741ページ 「作業打合せの記録〔第5回〕No.2」「議事内容」の17行目及び18行目
- (4) 751ページ 751枚目（A3判）のうち右半分の部分
- (5) 754ページ 「作業打合せの記録〔第6回〕No.2」「議事内容」の最終行
- (6) 762ページ 「別紙2」

- (7) 765 ページ 「作業打合せの記録〔第7回〕No.2」 「議事内容」の最終行
- (8) 770 ページ すべて
- (9) 772 ページ 「作業打合せの記録〔第8回〕No.1」 「議事内容」の1行目
- (10) 773 ページ 「作業打合せの記録〔第8回〕No.2」 「議事内容」の1行目、2行目、8行目及び最終行
- (11) 785 ページ 「作業打合せの記録〔第9回〕No.3」 「議事内容」の5行目及び6行目
- (12) 801 ページ 「新田駅西口地区 打合せ資料」の最終行

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年11月26日付けで、実施機関に対し、別紙2記載の22件（うち3件は取り下げ）の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」といいます。）を行いました。
- 2 実施機関は、本件公開請求について、異議申立人に対し、平成21年12月9日付け公文書公開決定等期間延長通知書において、本件公開請求の全てについて草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第12条第2項の規定により、公開請求のあった文書が大量であり、期限までに公文書を検索し、公開決定等を行うことが困難であることを理由に、平成22年1月8日まで公開決定等の期間を延長することを決め、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、本件公開請求のうち、本件一部公開決定において、請求文書①、④、⑥、⑨、⑩、⑬、⑭、⑮の一部及び⑰について、それぞれ特定文書①、④、⑥、⑨、⑩、⑬、⑭、⑮の一部及び⑰を対象文書として特定した上、特定文書①については本条例第7条第1号及び第3号に該当するとし、特定文書④については本条例第7条第1号に該当するとし、特定文書⑥、⑨及び⑩については本条例第7条第4号に該当するとし、特定文書⑬については本条例第7条第1号に該当するとし、特定文書⑭のⅠについては本条例第7条第5号オに該当するとし、特定文書⑭のⅡについては本条例第7条第4号に該当するとし、特定文書⑭のⅢについては本条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当するとし、特定文書⑮の一部については本条例第7条第5号オに該当するとし、特定文書⑰

については、本条例第7条第4号に該当するとして、それぞれ一部公開決定を行いました。

また、請求文書⑪については本条例第7条第5号に該当するとして非公開決定を、請求文書②、⑤、⑦、⑫から⑭及び⑰の一部については不存在を理由として非公開決定を行い、異議申立人に通知しました。

4 平成22年3月19日に異議申立人より異議申立書が提出され、平成22年12月10日付けで当審査会に諮問されましたが、異議申立人による平成21年12月11日受付分の異議申立てに対する審査及び答申に平成22年8月下旬までを要し、また、本件異議申立ての争点が多岐にわたることから、実施機関が諮問前に異議申立人との間で争点の整理を行う必要があり、その作業に時間を要しました。さらに、他の審査事案が係属していたため、本件の審査は平成23年9月開始となりました。

5 本答申は、本件公開請求に係る決定に対する異議申立てのうち、請求文書④、⑥、⑨、⑩、⑯、⑱の一部及び㉑に対する一部公開決定に関するものです。なお、異議申立人は、請求文書①、⑱のⅠ、⑲、㉑のⅠ及び㉑のⅢに対する一部公開決定への異議申立ては、審査開始前に取り下げ、請求文書⑥、⑨及び⑩については、本条例第7条第4号に該当するとして理由に対する異議申立てを取り下げましたが、それぞれの特定文書が請求文書と異なることを理由として異議申立てを維持しました。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書、共通意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

1 憲法第29条違反について

草加市は土地の買収に当たり、正当な補償を行うつもりがないため、憲法第29条に違反しています。

また、草加市情報公開条例により非公開とする場合は、施行者に悪意がない、業務が正当である、の2点が認められなければ、草加市情報公開条例による保護の対象とはならず、公開すべきであると主張します。

2 請求文書④の一部公開決定について

特定された文書は請求しているものとは違います。

仮に特定文書④が請求文書④に該当するとしても、住民の権利に関する

大事なことで、賛否の判断に関わります。この意向調査は、区画整理範囲の住民のほとんどからとっているはずですが、公開しなければ結果が分かりません。個人情報を除いて公開すべきです。また、本条例第7条第1号に該当し、「通常他人に知られたくない」の解釈は、草加市が勝手に決めていることで、住民には聞いていません。

なお、調査結果は、区画整理事業対象地区の範囲内の住民に対し、説明会で公表しています。

- 3 請求文書⑥の一部公開決定について
特定された文書は請求しているものと違います。
- 4 請求文書⑨の一部公開決定について
特定された文書は請求しているものと違います。
- 5 請求文書⑩の一部公開決定について
特定された文書は、請求しているものと違います。この書類では、買収をしないと決めた理由がわかりません。それとも理由がないのでしょうか。住民は買収を望んでおり、草加市が買収方式をとらないのであれば、それについて理由を説明すべきです。
また、請求したのは買収方式に係る検討内容であって、全く違います。
- 6 請求文書⑬の一部公開決定について
特定された文書は、請求しているものと違います。また、「通常他人に知られたくない」というのは、実施機関の勝手な想像にすぎません。
- 7 請求文書⑱の一部公開決定について
 - (1) 特定文書⑱のⅡ
住民の権利に係る大事なことで住民が知りたい情報です。公表しても市民の間に誤解や憶測を招いたり、混乱は生じません。また、そのような誤解などをさせないよう説明するのが草加市の役目です。
 - (2) 特定文書⑱のⅢ
住民の権利に関わる大事なことです。個人情報を除き、個人を特定できない方法で請求しました。意見は個人情報ではなく、草加市は、個人の意見を何回も配布しています。しかも、性別、商売が分かるようにしています。
草加市は、全部を公開すべきです。

8 請求文書④のⅡの一部公開決定について

特定された文書は請求しているものと違います。公開されないと事業内容が分かりません。公表しても市民の間に誤解や憶測を招き混乱を生じさせるものではありません。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

1 整備手法の決定時期について

区画整理には住民負担の部分がたくさんあるので、住民に理解されるかどうかを探るため、計画をまとめていく段階で住民負担の部分については、ある一定の時期まで検討が進まないと説明することができません。区画整理を前提に検討を進める段階になってくれば、減歩率とか住民負担の部分が気になることになるので、負担部分については「いつまでに数字を出せます」ということで進めています。説明していく中で合意が得られるのかどうか、合意が得られないものはできません。皆さんの合意が得られれば決定していく進め方です。

以上のことから、区画整理で実施することをいつ決定するのかにつきましては、草加市は地域住民の合意を得た上で決定することを考えています。

2 請求文書④の一部公開決定について

異議申立人から、草加市が新田駅東口まちづくりに関して取ったアンケートの全てについて公開請求されておりましたが、過去に新田駅東口地区において行ったアンケート調査のうち、草加市が関係しているものは、新田駅東口地区基本計画（案）アンケート調査（平成 20 年度）、新田駅東口地区まちづくりアンケート調査（平成 17 年度）及び新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査の3種類であります。このうち、新田駅東口地区基本計画（案）アンケート調査（平成 20 年度）及び新田駅東口地区まちづくりアンケート調査（平成 17 年度）につきましては、平成 22 年 1 月 8 日付け草地第〇〇〇〇号において全部公開決定処分を行っていることから、それらを除く新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査を対象文書として特定しました。

また、一部公開とした理由は、新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査が、事業の今後の進め方等について草加市の内部検討用資料として活用することを目的とした調査であり、当該目的以外には使用しないことで

草加市が特定の権利者に対し戸別訪問をして行ったヒアリングの集計結果であり、調査結果については公表しておらず、また、権利者の個人的な情報が含まれており、公表していない個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報であるため、本条例第7条第1号に該当すると判断したからです。なお、個人名を非公開としても、述べられている意見から権利者を特定できることから、個人情報であると判断しました。

3 請求文書⑥の一部公開決定について

土地区画整理事業において市立病院跡地を事業用地として活用するための利用計画としては、同病院跡地が土地区画整理事業の減価補償用地として公共用地になるため、事業フレーム上の数値でしか表わせないことから、市立病院跡地利用計画に関する文書は特定文書⑥以外に存在しません。

また、特定文書⑥は、関係機関や権利者との調整を図る中で継続して現況の把握や計画の検討を行っている段階であり、不確定要素を含んでいることから、公表することにより市民の間に誤解や憶測を招き混乱を生じさせるなど不利益が生じるおそれがあることから、本条例第7条第4号に該当すると判断して一部公開としました。

4 請求文書⑨の一部公開決定について

公開請求における「土地不足」に関する検討を含んだ文書は、特定文書⑨以外に存在しません。

また、当該文書は、関係機関や権利者との調整を図る中で継続して現況の把握や計画の検討を行っている段階であり、不確定要素を含んでいることから、公表することにより市民の間に誤解や憶測を招き混乱を生じさせるなど不利益が生じるおそれがあることから、本条例第7条第4号に該当すると判断して一部公開としました。

5 請求文書⑩の一部公開決定について

特定文書⑩は、都市計画道路に関する買収方式での概算事業費を算出したもので、土地区画整理事業の補助金の算出に係る文書となっております。買収方式に関する文書は特定文書⑩以外に存在しません。

また、特定文書⑩は、関係機関や権利者との調整を図る中で継続して現況の把握や計画の検討を行っている段階であり、不確定要素を含んでいることから、公表することにより市民の間に誤解や憶測を招き混乱を生じさせるなど不利益が生じるおそれがあることから、本条例第7条第4号に該

当すると判断して一部公開としたものです。

6 請求文書⑩の一部公開決定について

異議申立人から、草加市または東口協議会が新田駅東口まちづくりに関して行ったアンケートの全てについて公開請求されておりましたが、過去に新田駅東口地区において行ったアンケート調査のうち、草加市が関係しているものは、新田駅東口地区基本計画（案）アンケート調査（平成 20 年度）、新田駅東口地区まちづくりアンケート調査（平成 17 年度）及び新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査の 3 種類です。このうち、新田駅東口地区基本計画（案）アンケート調査（平成 20 年度）及び新田駅東口地区まちづくりアンケート調査（平成 17 年度）につきましては、平成 22 年 1 月 8 日付け草地第〇〇〇〇号において全部公開決定処分を行っていることから、それらを除く「『新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査』のお願い」を対象文書として特定しました。

また、一部公開とした理由は、請求文書④で述べたことと同じです。

7 請求文書⑪の一部公開決定について

(1) 特定文書⑪のⅡ

委託成果品のうち公開しない部分は、関係機関や権利者との調整を図る中で継続して計画の検討を行っている段階であり、不確定要素を含んでいることから、公表することにより市民の間に誤解や憶測を招き混乱を生じさせるなど不利益が生じるおそれがあることから、本条例第 7 条第 4 号に該当すると判断して一部公開としました。

(2) 特定文書⑪のⅢ

特定文書⑪のうち、本条例第 7 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に該当すると判断した部分を一部非公開としました。

説明会資料については、個別の情報が含まれる個別説明用の資料であり、関係権利者にも配布していないことから、公表していない個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報であること、更に、資料には、継続して検討中の不確定な部分を含んでいることから、公表することにより市民の間に誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるなど不利益が生じるおそれがあることから、本条例第 7 条第 1 号及び第 4 号に該当すると判断して一部公開としました。

次に、事業啓発報告書におけるマンション所有者との打合せ記録については、一般住宅と同様、敷地単位の個別説明記録であることから、権

利者の方々の率直な意見を公開することは、権利者との信頼が損なわれ、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすこととなります。また、今後、事業に関して活発な意見を聴取することも不可能となる等のことから、本条例第7条第5号に該当すると判断して一部公開としました。

さらに、委託業者との調整記録については、公表していない個人に関する情報が含まれており、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報が含まれていること、また、草加市における内部検討に関する情報であって、継続して検討中の不確定な部分を含んでいることから、公開することにより不当に市民の間に誤解や憶測を招き、混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすものと認められるため、本条例第7条第1号及び第4号に該当すると判断して一部公開としました。

8 請求文書㉑の一部公開決定について

特定文書㉑のⅡのうち公開しない部分は、関係機関や権利者との調整を図る中で継続して計画の検討を行っている段階であり、不確定要素を含んでいることから、公表することにより市民の間に誤解や憶測を招き混乱を生じさせるなど不利益が生じるおそれがあることから、本条例第7条第4号に該当すると判断して、一部公開としました。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障す

ることを基本として審査することとします。

2 請求文書④及び⑬について

(1) 対象文書の特定について

請求文書④の対象文書については、平成23年12月15日、当審査会が審査会事務局に地域整備課の保有文書の調査を行わせた結果、すでに公開された文書及び特定文書④以外に該当する公文書は存在しないことを確認しました。また、実施機関の理由説明に不合理な点はなく、他方、異議申立人の主張によっても他に対象となる文書が存在していると推認すべき根拠は見当たりません。したがって、特定文書④を対象文書とした実施機関の判断は妥当であると考えます。

なお、請求文書⑬に対応する特定文書⑬については、請求文書④に対応する特定文書④と同一の公文書であるため、請求文書⑬についても特定文書⑬を対象文書とした実施機関の判断は妥当であると考えます。

(2) 一部非公開決定に係る部分の本条例第7条第1号該当性について

本条例第7条第1号は、個人のプライバシーを保護するために、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる場合には、当該個人情報情報を非公開とする扱いを認めるものです。

実施機関は、特定文書④及び⑬のうち一部を本条例第7条第1号に該当するとして一部非公開の決定をしました。

審査会がインカメラ審査により特定文書④及び⑬を見分したところ、実施機関による非公開決定部分のうち、第1の2に記載の(1)及び(2)は、個人情報には該当しないと判断しました。また、同(3)及び(4)は、情報の主体が法人であり個人情報には該当しないと考えます。したがって、特定文書④及び⑬に関する一部公開決定のうち、本条例第7条第1号に該当することを理由とした上記(1)から(4)の非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

3 請求文書⑥、⑨及び⑩について

請求文書⑥、⑨及び⑩については、平成24年10月17日、当審査会が審査会事務局に地域整備課の保有文書の調査を行わせた結果、一部公開された特定文書⑥、⑨及び⑩以外に該当する公文書は存在しないことを確認しました。また、実施機関の理由説明に不合理な点はなく、他方、異議申立人の主張によっても他に対象となる公文書が存在していると推認すべき根拠は見当たりません。

したがって、請求文書⑥、⑨及び⑩に関して、それぞれ特定文書⑥、⑨及び⑩を対象文書として一部公開決定を行った結論は妥当であると判断します。

4 請求文書⑩について

当審査会は、特定文書⑩のⅡに関して、実施機関が非公開とした部分は、いずれも検討の過程にある事項であり、不確定要素を含んでいることから、公開することにより、「不当に市民の間に混乱を生じさせ」と認められるため、本条例第7条第4号に該当するとして一部非公開とした実施機関の判断は妥当であると判断します。

しかし、特定文書⑩のⅢに関しては、以下のとおり一部を取り消すべきであると考えます。

- (1) 実施機関は、特定文書⑩の677ページ「新田駅西口地区まちづくり説明会 マンション（ベルドゥムール）概要」「4. 質疑応答」につき、本条例第7条第5号に該当するとして、一部非公開としました。

本条例第7条第5号は、「公開することにより、次に掲げる情報その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」を非公開することを認める規定です。

しかし、「4. 質疑応答」のうち1行目から14行目までについては、都市計画案の一般的な手続の説明を行っているにすぎず、当該箇所を公開しても「当該事務又は事務の適正な遂行に支障を及ぼす」とは認められないため、本条例第7条第5号に該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

- (2) 実施機関は、特定文書⑩の700ページ「作業打合せの記録〔第1回〕No.2」「議事内容」につき、本条例第7条第4号に該当するとして、一部非公開としました。

本条例第7条第4号は、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ」と認められるものを非公開とすることを認める規定です。

しかし、当該「議事内容」の11行目から14行目までについては、説明会の日程を記載したにすぎず、当該箇所を公開しても、実施機関が述べるような、権利者との信頼が損なわれ、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼしたり、また、今後、事業に関して活発な意見を聴取することが不可能となったりするという事情は見当たりません。したがって、当該箇所が本条例第7条第4号に

該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

(3) 特定文書⑱の741ページ「作業打合せの記録〔第5回〕No.2」「議事内容」の17行目及び18行目についても前記(2)と同様の理由により、本条例第7条第4号に該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

(4) 実施機関は、特定文書⑱の751ページ(A3判)につき、本条例第7条第4号に該当するとして、一部非公開としました。

しかし、751ページ(A3判)のうち右半分の部分については、単なる記録簿のひな型が記載されているにすぎず、当該部分を公開しても、前記(2)と同様、実施機関が述べるような、権利者との信頼が損なわれ、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼしたり、また、今後、事業に関して活発な意見を聴取することが不可能となるという事情は見当たりません。したがって、当該部分が本条例第7条第4号に該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

(5) 特定文書⑱の754ページ「作業打合せの記録〔第6回〕No.2」「議事内容」の最終行についても、前記(2)と同様の理由により、本条例第7条第4号に該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

(6) 特定文書⑱の762ページ「別紙2」は前記(4)と同一の記録簿のひな型であり、同様の理由により、当該部分が、本条例第7条第4号に該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

(7) 特定文書⑱の765ページ「作業打合せの記録〔第7回〕No.2」「議事内容」の最終行についても、前記(2)と同様の理由により、本条例第7条第4号に該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

(8) 特定文書⑱の770ページについても、前記(4)と同一の記録簿のひな型であり、同様の理由により、本条例第7条第4号に該当することを理由とした非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

(9) 実施機関は、特定文書⑱の772ページ「作業打合せの記録〔第8回〕No.1」「議事内容」につき、本条例第7条第4号に該当することを理由として、一部非公開としました。

しかし、「議事内容」の1行目については、出席者であるNSS〔委託業者〕が事例を紹介したとするタイトルが記載されているだけであり、

当該箇所を公開しても、前記（２）と同様、実施機関が述べるような、権利者との信頼が損なわれ、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼしたり、また、今後、事業に関して活発な意見を聴取することが不可能となったりするという事情は見当たりません。したがって、当該箇所が、本条例第７条第４号に該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

- (10) 実施機関は、特定文書⑱の 773 ページ「作業打合せの記録〔第 8 回〕 No.2」「議事内容」につき、本条例第 7 条第 4 号に該当することを理由として、一部非公開としました。

しかし、「議事内容」の 1 行目、2 行目及び 8 行目については、776 ページで公開されている部分と同一内容が記載されているため、本条例第 7 条第 4 号により非公開とする必要性を認めることができません。したがって、公開することが妥当であると判断します。

また、最終行については、前記（２）と同様の理由により、本条例第 7 条第 4 号に該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

- (11) 特定文書⑱の 785 ページ「作業打合せの記録〔第 9 回〕 No.3」「議事内容」の 5 行目及び 6 行目についても、前記（２）と同様の理由により、本条例第 7 条第 4 号に該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

- (12) 実施機関は、特定文書⑱の 801 ページ「新田駅西口地区 打合せ資料」につき、本条例第 7 条第 1 号に該当することを理由として、一部非公開としました。

本条例第 7 条第 1 号は、個人のプライバシーを保護するために、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる場合には、当該個人情報を非公開とする扱いを認めるものです。

実施機関は、口頭説明において、マンションに関する情報については、マンションの所有関係が特定の個人の権利の集合であることから、本条例第 7 条第 1 号の個人に関する情報であると判断したと説明しました。しかし、本条例第 7 条第 1 号は、「特定の個人が識別され得るもの」を対象にしているところ、マンションの名称だけでは、特定の個人を識別することはできないため、本条例第 7 条第 1 号には該当しないと考えられます。特定文書⑱の 801 ページ最終行については、マンションの計画についてのタイトルが表示されているにすぎず、「特定の個人が識別

され得る」情報には該当しないため、本条例第7条第1号に該当することを理由として一部公開とした決定のうち、非公開部分を取り消すことが妥当であると判断します。

- (13) 以上の点から、当審査会は、本件一部公開決定のうち、第1の3記載の(1)から(12)までの非公開部分については取り消すことが妥当であると判断しました。

なお、実施機関は、マンションに関する将来の計画が記載されている部分及び幼稚園に関する将来の計画が記載されている部分を、本条例第7条第1号及び第4号のいずれにも該当するとして非公開としました。当審査会としては、特定文書⑱におけるマンション及び幼稚園に関する情報は、いずれも「特定の個人が識別され得るもの」とはいえず、本条例第7条第1号該当性はないと判断しますが、本条例第7条第4号該当性は認められるため、当該部分については、結果として妥当であると判断しました。

5 請求文書㉑について

(1) 対象文書の特定について

請求文書㉑の特定文書については、平成23年12月15日、当審査会が審査会事務局に地域整備課の保有文書の調査を行わせた結果、すでに公開された文書以外に該当する公文書は存在しないことを確認しました。また、実施機関の理由説明に不合理な点はなく、他方、異議申立人の主張によっても他に対象となる文書が存在していると推認すべき根拠は見当たりません。したがって、特定文書㉑を対象文書とした実施機関の判断は妥当であると考えます。

(2) 一部公開決定に係る非公開部分の本条例第7条第4号該当性について

本条例第7条第4号は、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる場合は、実施機関の審議、検討、協議等情報を非公開とすることを認めるものです。また、「不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるもの」とは、意思決定の途上にある未成熟な情報を公開し、又は情報を尚早な時期に公開することにより、市民に誤解や憶測を与え、不当に混乱を生じさせると認められるものをいうとされています。

本件一部公開決定がなされた平成22年1月8日の時点においては、まちづくりに関する啓発活動が行われ、土地利用検討会などが何度も開催されている時期であり、実施機関は、土地利用についていまだ検討中であったことがうかがえます。

そして、審査会が実施機関の理由説明及びインカメラ審査により見分したところ、特定文書⑨のⅡの非公開部分に記載されている数値は、いずれも具体的ではあるものの、いまだ検討段階の不確定情報であるため、本件一部公開決定がなされた時点においては、意思決定の途上にある未成熟な情報であり、それにもかかわらず検討中の具体的な数字を公開する場合には、市民に誤解や憶測を与え、不当に混乱を生じさせると認めることができます。

そのため、実施機関が本条例第7条第4号に該当するとして当該部分を非公開とした決定は妥当であると判断します。

第6 付言

実施機関は、請求文書⑥、⑨及び⑩に関して、「平成19年度新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託報告書」を対象文書として特定し、その一部について公開をしました。当審査会としては、当該特定文書以外には、対象となる文書は存在しないとして実施機関の判断を妥当であるとしてしました。

しかしながら、成果品としての当該報告書作成までの過程においては、十分な検討が行われ、その結果として報告書が作成されていると考えられるところ、その検討過程に関する公文書が一切残されていないという点は、「市の諸活動を市民に説明する責任を全うする」ことを目的とする本条例に合致しないものであると言わざるを得ません。特に本件の請求文書が、まちづくりという大規模な事業にかかわるものであることからすれば、その意思形成過程が文書として保管されていることがより強く求められると思われまます。こうした検討文書が残されていないことは、実施機関における文書管理が適正になされていないことに起因していると考えます。

当審査会としては、実施機関が、本条例第20条が定める「この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理」する義務を、確実に果たすことを強く求めます。

第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

平成22年12月10日 草加市長職務代理者から諮問を受けました。

平成23年 7月19日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。

- 8月 2日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 8月17日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 9月 8日 異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 9月12日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 9月22日 審査
- 9月26日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関係資料の提出を求めました。
- 10月14日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 10月19日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 10月24日 審査、インカメラ審査の実施
- 10月26日 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時を指定しました。
諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出を求めました。
- 11月 4日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 11月10日 審査、インカメラ審査の実施
- 11月24日 審査、異議申立人から口頭意見陳述、諮問実施機関から口頭説明の聴取

(この間、諮問事案21-5号、21-7号及び21-6号(答申第21-1号及び答申第21-2号分)の審査を行いました。)

- 平成24年 7月18日 審査
- 7月20日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出を求めました。
- 7月26日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 7月30日 審査

- 7月31日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出を求めました。
諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
- 8月29日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 8月31日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 9月 5日 審査
- 9月13日 審査
- 9月26日 審査
諮問実施機関から口頭説明の聴取
- 10月17日 諮問実施機関に対して不存在文書の調査を行いました。
- 10月25日 審査
諮問実施機関に対する不存在文書の事務局調査結果報告
- 11月16日 審査
- 12月 7日 審査

平成24年12月17日

草加市情報公開・個人情報保護審査会

会長 右 崎 正 博

委員 大 井 法 子

委員 早 川 和 宏

別紙 1

	本件請求にかかる文書 (公文書公開請求書記載のとおり)	実施機関が特定した対象文書及び 実施機関の判断
①	地域整備課の平成18年、19年、20年の東口協議会に対する「まちづくりアドバイザー制度助成金」等助成金の使途と支払先を証明する書類一式。助成金の金額も含める。	一部公開 ・平成18、19、20年度草加市地区まちづくり協議会助成金実績報告書（新田駅東口地区） （異議申立て後、取り下げ）
④	市が新田駅東口のまちづくりに関して、取ったアンケート類に関するものすべて。	一部公開 ・新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査
⑥	草加市立病院用地の利用計画に関する書類のすべて（検討書類も含む）	一部公開 ・平成19年度新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託報告書の内、事業フレーム・計画（案）2
⑨	東口の土地不足に対する検討書、協議書の類の書類のすべて（東口区画整理に関するもの）	一部公開 ・平成19年度新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託報告書の内、事業フレーム・計画（案）2
⑩	平成20年迄の東口町づくりに関する買収方式による施行の検討書類一式。業者に委託したものも含める。調査書、調査表に関するものも含める。	一部公開 ・平成19年度新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託報告書の内、事業フレーム・買収方式
⑯	平成16、17、18、19、20年に行なった、市又は東口協議会が行なった、区域内の意向調査アンケート結果。氏名住所等プライバシーに関するものを除く。下水道の布設が一位になったアンケート他、すべてです。	一部公開 ・新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査

⑱	新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式、契約日 平成20年6月18日	<p>I 一部公開 新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の設計書（異議申立て後、取り下げ）</p> <p>II 一部公開 新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の成果品（現況調整土地図等）</p> <p>III 一部公開 新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の成果品（事業啓発報告書）</p>
⑲	新田駅西口地区事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 契約日 平成21年4月27日	<p>一部公開 ・新田駅西口地区事業推進業務委託の仕様書及び設計書（異議申立て後、取り下げ）</p>
㉑	新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 入札 平成17年6月9日	<p>I 一部公開 新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の仕様書及び設計書（異議申立て後、取り下げ）</p> <p>II 一部公開 新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の成果品</p> <p>III 一部公開 新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の成果品（異議申立て後、取り下げ）</p>

別紙 2 (公文書公開請求書記載のとおり)

①	地域整備課の平成18年、19年、20年の東口協議会に対する「まちづくりアドバイザー制度助成金」等助成金の使途と支払先を証明する書類一式。助成金の金額も含める。
②	平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせをした協議書、議事録の内、事業（新田駅東口の町づくりに関する）を区画整理で施行する事に関する話し、決定、打ち合わせの協議、議事の部分
③	Cブロック、Bブロックの一部、南東の角一帯を区画整理から外した理由書、協議書、議事録に類するものすべて。
④	市が新田駅東口のまちづくりに関して、取ったアンケート類に関するものすべて。
⑤	東口協議会の会員を市に届けているものの内、会員数（ブロック別の）
⑥	草加市立病院用地の利用計画に関する書類のすべて（検討書類も含む）
⑦	同上用地の内、市の所有地外の土地の面積とその大体の場所
⑧	東口（新田駅）が4,000㎡必要な理由に関する書類のすべて
⑨	東口の土地不足に対する検討書、協議書の類の書類のすべて（東口区画整理に関するもの）
⑩	平成20年迄の東口町づくりに関する買収方式による施行の検討書類一式。業者に委託したものも含める。調査書、調査表に関するものも含める。
⑪	地域整備課員が出席した説明会、勉強会に類する会（新田駅東口の町づくりに関するもの）の議事ろく（東口協議会主催のものも含める）に類するものすべて。個人名等、プライバシーに関するものは除いて良い。
⑫	新田駅東口の町づくりに関する、地域整備課内の打ち合わせの議事録に類するもの。但し、個人名等プライバシーに関するものは除いて良い。市長との間も含む。
⑬	精求者の質問書に対する対応に関する回答書、議事録に類するものの全て。
⑭	平成20年に取った、新田駅東口まちづくりの為のアンケート結果に対する、課内、市役所内の議事、協議に関する書類一式
⑮	共同化へのアンケート結果と替成者数。但し、個人名等プライバシーに関するものは除く。
⑯	平成16. 17. 18. 19. 20年に行なった、市又は東口協議会が行なった、区域内の意向調査アンケート結果。氏名住所等プライバシーに関するものを除く。下水道の布設が一位になったアンケート他、すべてです。

⑰	(請求の取下げにより削除)
⑱	新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式、契約日 平成20年6月18日
⑲	新田駅西口地区事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 契約日 平成21年4月27日
⑳	(請求の取下げにより削除)
㉑	新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 入札 平成17年6月9日
㉒	(請求の取下げにより削除)